

静岡県告示第169号

静岡県汚染土壌適正処理指導要綱（平成22年静岡県告示第139号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月12日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>手続省令 汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令</u>（平成21年環境省令第10号）をいう。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(事前協議の実施)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事前協議書には、次に掲げるものを添付するものとし、その提出部数は、正本1部及び副本2部とする。</p> <p>(1) <u>手続省令第2条第2項各号に掲げる書類及び図面</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>別表</p> <p>1 立地に係ること</p> <p>(1) 次の区域は、設置の場所から除外すること。ただし、やむを得ず立地する場合には、事前に規制の解除等を受けること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 自然公園法（昭和32年法律第161号）<u>第13条第1項</u>の特別地域</p> <p>エ 静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）<u>第12条第1項</u>の特別地域</p> <p>オ (略)</p> <p>カ <u>静岡県風致地区条例（昭和45年静岡県条例第21号）第1条</u>の風致地区</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>省令 汚染土壌処理業に関する省令</u>（平成21年環境省令第10号）をいう。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(事前協議の実施)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事前協議書には、次に掲げるものを添付するものとし、その提出部数は、正本1部及び副本2部とする。</p> <p>(1) <u>省令第2条第2項各号に掲げる書類及び図面</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>別表</p> <p>1 立地に係ること</p> <p>(1) 次の区域は、設置の場所から除外すること。ただし、やむを得ず立地する場合には、事前に規制の解除等を受けること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 自然公園法（昭和32年法律第161号）<u>第20条第1項</u>の特別地域</p> <p>エ 静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）<u>第19条第1項</u>の特別地域</p> <p>オ (略)</p> <p>カ <u>都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号</u>の風致地区</p>

キ～サ (略)

(2) (略)

2・3 (略)

様式第2号 (略)

事前調査報告書

(略)

調査項目	備考
(略)	
(3) 公有地 (国、県有地等)、水路等の状況 ・国 (県、 <u>市町村</u>) 有財産 有・無 有の場合、その現況 () ・共有地、共有水路 有・無 () (注) 地図を添付し、図面上に記載すること。	
(略)	

4 他法令の規制状況

法令	規制等の有無	規制等の内容	手続の進行状況	規制の確認、手続指導を受けた官公庁
(略)				
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号)	(略)			
<u>静岡県風致地区条例</u> (昭和45年条例第21号)				
砂防法 (明治30年法律第29号)	(略)			

キ～サ (略)

(2) (略)

2・3 (略)

様式第2号 (略)

事前調査報告書

(略)

調査項目	備考
(略)	
(3) 公有地 (国、県有地等)、水路等の状況 ・国 (県、 <u>市町</u>) 有財産 有・無 有の場合、その現況 () ・共有地、共有水路 有・無 () (注) 地図を添付し、図面上に記載すること。	
(略)	

4 他法令の規制状況

法令	規制等の有無	規制等の内容	手続の進行状況	規制の確認、手続指導を受けた官公庁
(略)				
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号)	(略)			
砂防法 (明治30年法律第29号)	(略)			

(略)		(略)			
静岡県環境基 本条例 (平成8年条 例第24号)	(略)	静岡県環境基 本条例 (平成8年条 例第24号)	(略)		
市町村土地利 用指導要綱等	(略)	<u>市町風致地区</u> 条例			
(略)		<u>市町土地利用</u> 指導要綱等	(略)		
		(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。